

均手取日收は一圓四十八錢に當り、出入貨物の増加に連れて日收も増加する次第ゆゑ  
勞働組合側の言ふ所は何等意味をなさない事が判りました。

要するに、九三問題は、之れを以てストライキを執行すべくその理由甚だ薄弱であ  
り、これを動機として罷業の舉に出でたるは勞働組合側に於て何等か他に考ふる所あ  
りと斷せざるを得ないのであります。

### ◎ 罷業突發の眞因

こゝに客年四月十日提出に係る要求條項の所謂保留といふ問題が想到されます。こ  
の問題は、前陳の通りの経過を以て「保留」されたのでありますが、抑も保留といふ以  
上必ずや何れかの日に再提出の機あるべく、この間會社としては善後措置に充分の注  
意を拂ひましたが、前述の如き形勢の下に、組合側は常にその再提出の機會を窺つて  
居つたものと信すべき節があります。即ち九三問題は動機であり近因であつて、遠因

たり眞因たるものは要求復活であります、現に組合側に於ては客年九月十五日薄暮ス  
トライキ決行をきめてから、翌十六日會社に客年四月の要求案復活の申出をなし更に  
團體協約權承認といふ一項を附加して（夫れは總同盟の組合員のみを使ふべしとの事  
なる旨を附言して）來たのに徴するも明らかであります。これによつて今回の罷業突  
發の由來がはつきりすると存じます。

そこで、要求條項であります、この容認し難きことは前陳の通りで更に團體協約  
權の承認といふことも六七年間本社に對して總同盟の會員が示された實成績に徴して  
その拒絶の明確なる理由は自ら明らかと存じます。

## 第五 會社の應酬決心及對策

罷業突發の因由、要求條項否認の理由等は大體右の通りであります、事既に茲に  
至つてはもはや萬事休す、從來會社の取れる慈母の態度は必ずしも常に拾收の唯一方